○○自治会自主防災組織の規約（例）

○○自治会自主防災組織規約（例）

（目的）

第１条　○○自治会自主防災組織（以下「防災組織」という。）は、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　防災組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

　(2) 地震等に対する災害予防に関すること。

　(3) 地震等の発生時における初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること。

　(4) 防災訓練の実施に関すること。

　(5) 防災資機材等の整備に関すること。

　(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（班の配置）

第３条　防災組織は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

　(1) 消火班

　(2) 避難誘導班

　(3) 救出・救護班

　(4) 情報班

　(5) 給食・給水班

（会員）

第４条　防災組織は、○○自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

　(1) 会　長　　　１名

　(2) 副会長　　　１名

(3) 防災リーダー１名

　(4) 会　計　　　１名

　(5) 班　長　　　５名

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、防災リーダーは５年、その他の者は２年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第６条　会長は、防災組織を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

３　防災リーダーは、会長の指揮命令に基づき各班を統括し、予防活動及び応急活動にあたる。

４　班長は、班活動を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

（推進項目）

第７条　防災組織は、災害による被害防止及び軽減を図るため、次の項目を推進する。

　(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　(2) 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。

　(3) 災害発生時における初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること。

　(4) 防災資機材等の整備に関すること。

　(5) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

（雑則）

第８条　この規約に定めのない事項で、防災組織の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り、会議（定期・臨時）において会員に了承を得るものとする。

　　　附　則

　この規約は、○年○月○日から実施する。